

**高知赤十字病院にかかる地域医療支援
病院の名称の承認について**

高知赤十字病院にかかる地域医療支援病院の名称の承認について

1 地域医療支援病院制度について

ア 趣旨

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院として、平成9年の医療法改正において創設がされたもの。

都道府県知事が事前に医療審議会の意見を聞いたうえで個別に承認を行うこととされている。

イ 主な機能

- 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

ウ 承認要件

- 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供していること
 - ①紹介率 80%を上回っていること
 - ②紹介率が 65%を超え、かつ、逆紹介率が 40%を超えること
 - ③紹介率が 50%を超え、かつ、逆紹介率が 70%を超えること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する研修を行っていること
- 原則として 200 床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること 等

Ⅱ 高知県内の承認状況

医療機関名	保健医療圏	所在地	承認年月日	病床数
近森病院	中央	高知市大川筋	平成 15 年 2 月 25 日	512
高知赤十字病院	中央	高知市新本町	平成 17 年 8 月 16 日	468
高知医療センター	中央	高知市池	平成 19 年 4 月 25 日	660

2 高知赤十字病院にかかる地域医療支援病院の名称承認の申請について

○申請者 日本赤十字社 社長 近衛忠輝

○申請年月日 平成 31 年 2 月 7 日

○高知赤十字病院の概要

名 称 高知赤十字病院

所在地 高知市秦南町一丁目 4 番 63-11 号

開設者 日本赤十字社

病床数 4 0 2 床

内訳：一般 4 0 2 床

○高知赤十字病院は、地域医療支援病院の承認要件をすべて満たしている状況

(詳細は次ページに記載)

※高知赤十字病院は、平成 17 年 8 月に承認を受けていますが、平成 31 年 5 月に高知市秦南町に移転することに伴い医療機関として新設されることとなるため、今回名称承認の申請が行われたものです。

地域医療支援病院の承認要件及び高知赤十字病院の状況について

地域医療支援病院の承認要件	高知赤十字病院の状況
<p>■地域医療支援病院を開設することができるもの（法第4条1項1号、通知第2の2(2)）</p>	
<p>・国、都道府県、市町村、特別医療法人のほか、公的医療機関、医療法人（特別医療法人を除く）、民法第34条の規程に基づき設立された法人、私立学校法第3条に規定する学校法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、又は次の①及び②のいずれにも該当し地域における医療の確保のために必要な支援の実施に相当の実績を有している病院を開設する者。</p>	<p>・公的医療機関（開設者：日本赤十字社）</p>
<p>■紹介患者に対する医療の提供（法第4条1項1号、通知第2の3(1)）</p>	
<p>・紹介外来制を原則とし、次のいずれかであること。 ①紹介率が80%以上であること ②紹介率が65%以上であり、逆紹介率が40%以上であること ③紹介率が50%以上であり、逆紹介率が70%以上であること</p>	<p>・紹介率 67.4% ・逆紹介率 119.9%</p>
<p>■病院施設、設備等の共同利用の実施（法第4条1項1号、通知第2の3(2)）</p>	
<p>・病院の施設・設備等について、当該地域の医療従事者の診療、研究又は研修のための利用体制が整備されていること。（共同利用の実施） ・開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。</p>	<p>・平成29年度実績 共同利用医療機関延べ数 病床利用 1,714件 （内開設者と直接関係のない医療機関 1,714件） 機器利用 439件 ・開設者と直接関係のない医療機関の割合 10割</p>
<p>■救急医療を提供する能力を有すること（法第4条1項2号、通知第2の3(3)）</p>	
<p>・24時間体制で救急医療が確保されており、次のいずれかに該当すること ①救急自動車により搬送された患者の数／救急医療圏人口×1,000が2以上であること ②救急自動車により搬送された患者の数が1,000以上であること</p>	<p>・救命救急センターを設置しており、救急医療従事者、救急患者専用病床（30床）、診療施設について24時間体制が確保されている。 ・平成29年度実績 ①8.5 ②患者の数 6,104人 ※高知県人口 715,374人（H29.4）</p>

■地域の医療従事者に対する研修の実施（法第4条1項3号、通知第2の3(4)）	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療従事者資質向上を図るための研修を行うこと。 ・年間12階以上の研修を主催 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度実績 85回 2,458人 内容 学術講演会、症例検討会等
■病床規模（法第1項4号、同法施行規則第6条の2、通知第2の3(5)）	
<ul style="list-style-type: none"> ・原則200床以上であること。（病床種別は問わない。） ・ただし、知事が地域における医療確保のため必要と認めたときはこの限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・402床（一般）
■法定施設・構造設備（法第4条1項5号、6号、第21条、第22条、同法施行規則第22条）	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般病院の施設整備（手術室、臨床検査室、診療室等）に加え、集中治療室、化学・細菌・病理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左に掲げる施設、設備等については、すべて整備されている。
■委員会の設置（法第16条2項7号、同法施行規則第9条の19、通知第2の3(6)、5(7)）	
<ul style="list-style-type: none"> ・当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成される委員会を設置すること。承認にあたっては、委員就任承諾書及び履歴書に基づき、委員会の構成を確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院運営委員会規程 ・就任承諾書及び履歴書により委員の構成を確認